

制定 平成25年3月27日 原規総発第130326013号 原子力規制委員会決定
改正 平成30年4月1日 原規法発第1803301号 原子力規制委員会決定

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく原子力規制委員会の
処分に係る審査基準等を次のように定める。

平成25年3月27日

原子力規制委員会

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく原子力規
制委員会の処分に係る審査基準等

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づく原子力規制委員会の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準、同法第6条の規定による標準処理期間及び同法第12条第1項の規定による処分の基準は、別表のとおりとする。

なお、別表中で記載する条項は、特に記載のない限り、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の該当する条項を指すものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(別表)

| 条文 | 内容 | 審査基準又は処分基準 | 標準処理期間 |
|----------------|--|---|-----------|
| 第3条第1項 | 使用の許可 | 基準は、第6条、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第14条の7、第14条の9、第14条の11、第15条、第17条第1項、第19条に規定されている。 (※1) | 90日間 |
| 第4条の2第1項 | 廃棄の業の許可 | 基準は、第7条、規則第14条の8、第14条の10、第14条の11、第17条第2項、第19条に規定されている。 (※2) | 90日間 |
| 第10条第2項 | 使用の許可に係る事項の変更の許可 | (※1)の基準と同様 | 90日間 |
| 第11条第2項 | 廃棄の業に係る事項の変更の許可 | (※2)の基準と同様 | 90日間 |
| 第12条の2第1項 | 放射性同位元素装備機器の設計の認証 (原子力規制委員会が行う場合) | 基準は、第12条の3、規則第14条の3及び設計認証等に関する技術上の基準に係る細目を定める告示（平成17年文部科学省告示第94号）に規定されている。 | 90日間 |
| 第12条の2第2項 | 放射性同位元素装備機器の特定設計の認証 (原子力規制委員会が行う場合) | 同上 | 90日間 |
| 第12条の8第1項及び第2項 | 施設検査（原子力規制委員会が行う場合） | 基準は、第12条の8第3項に規定されている。 | 検査終了後30日間 |

| | | | |
|----------------|----------------------------|---|-----------|
| 第12条の9第1項及び第2項 | 定期検査（原子力規制委員会が行う場合） | 基準は、第12条の9第3項に規定されている。 | 検査終了後30日間 |
| 第12条の10 | 定期確認（原子力規制委員会が行う場合） | 基準は、第12条の10、規則第20条及び第24条に規定されている。 | 確認終了後30日間 |
| 第18条第2項 | 運搬物に関する確認 | 基準は、第18条第1項、規則第18条の2、第18条の5から第18条の7、第18条の3及び放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第7号）に規定されている。（※3） | 注 |
| 第18条第3項 | 運搬容器の承認 | （※3）の基準と同様（容器に関することに限る。） | 60日間 |
| 第19条の2第2項 | 廃棄物埋設に関する確認（原子力規制委員会が行う場合） | 基準は、第19条第1項及び規則第19条第1項第17号に規定されている。 | 注 |
| 第26条の2第1項 | 法人の合併または分割の認可（許可使用者） | 基準は、第26条の2第3項において準用する第6条並びに規則第14条の7、第14条の9及び第14条の11に規定されている。 | 30日間 |
| 第26条の2第2項 | 法人の合併または分割の認可（許可廃業者） | 基準は、第26条の2第3項において準用する第7条並びに規則第14条 | 30日間 |

| | | | |
|-------------|-----------------------------|---|------|
| | | の8、第14条の10及び第14条の11に規定されている。 | |
| 第26条の4第1項 | 廃棄物埋設地の譲受けの許可 | 基準は、第26条の4第2項において準用する第7条並びに規則第14条の8、第14条の10及び第14条の11に規定されている。 | 90日間 |
| 第33条の3第1項 | 放射能濃度の確認 (原子力規制委員会が行う場合) | 基準は、規則第29条の2及び放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成12年文部科学省告示第5号)第27条に規定されている。 | 注 |
| 第33条の3第2項 | 放射能濃度の測定及び評価方法の認可 | 基準は、規則第29条の7に規定されている。 | 注 |
| 第35条第2項 | 第1種放射線取扱主任者免状の交付 | 基準は、第35条第2項及び同条第7項から第9項までに規定されている。 | 30日間 |
| 第35条第3項 | 第2種放射線取扱主任者免状の交付 | 基準は、第35条第3項及び同条第7項から第9項までに規定されている。 | 30日間 |
| 第35条第4項 | 第3種放射線取扱主任者免状の交付 | 基準は、第35条第4項及び同条第8項及び第9項に規定されている。 | 30日間 |
| 第39条 | 登録認証機関の登録 | 基準は、第41条に規定されている。 | 90日間 |
| 第41条の2 | 登録認証機関の登録更新 | 基準は、第41条の2第2項において準用する第41条に規定されている。 | 30日間 |
| 第41条の5第1項前段 | 登録認証機関の業務規程の認可 | 基準は、第41条の5第2項及び登録認証機関等 | 30日間 |

| | | | |
|----------------------------|---------------------|--|------|
| | | に関する規則（以下「機関則」という。）第8条に規定されている。 | |
| 第41条の5第1項後段 | 登録認証機関の業務規程の変更の認可 | 同上 | 30日間 |
| 第41条の15 | 登録検査機関の登録 | 基準は、第41条の16において準用する第41条に規定されている。 | 90日間 |
| 第41条の16において準用する第41条の2 | 登録検査機関の登録更新 | 同上 | 30日間 |
| 第41条の16において準用する第41条の5第1項前段 | 登録検査機関の業務規程の認可 | 基準は、第41条の16において準用する第41条の5第2項及び機関則第22条に規定されている。 | 30日間 |
| 第41条の16において準用する第41条の5第1項後段 | 登録検査機関の業務規程の変更の認可 | 同上 | 30日間 |
| 第41条の17 | 登録定期確認機関の登録 | 基準は、第41条の18において準用する第41条に規定されている。 | 90日間 |
| 第41条の18において準用する第41条の2 | 登録定期確認機関の登録更新 | 同上 | 30日間 |
| 第41条の18において準用する第41条の5第1項前段 | 登録定期確認機関の業務規程の認可 | 基準は、第41条の18において準用する第41条の5第2項及び機関則第36条に規定されている。 | 30日間 |
| 第41条の18において準用する第41条の5第1項後段 | 登録定期確認機関の業務規程の変更の認可 | 同上 | 30日間 |
| 第41条の21 | 登録運搬物確認機関の登録 | 基準は、第41条の22において準用する第41条に規定されている。 | 90日間 |

| | | | |
|----------------------------|----------------------|--|------|
| 第41条の22において準用する第41条の2 | 登録運搬物確認機関の登録更新 | 同上 | 30日間 |
| 第41条の22において準用する第41条の5前段 | 登録運搬物確認機関の業務規程の認可 | 基準は、第41条の22において準用する第41条の5第2項及び機関則第50条に規定されている。 | 30日間 |
| 第41条の22において準用する第41条の5後段 | 登録運搬物確認機関の業務規程の変更の認可 | 同上 | 30日間 |
| 第41条の23 | 登録埋設確認機関の登録 | 基準は、第41条の24において準用する第41条に規定されている。 | 90日間 |
| 第41条の24において準用する第41条の2 | 登録埋設確認機関の登録更新 | 同上 | 30日間 |
| 第41条の24において準用する第41条の5第1項前段 | 登録埋設確認機関の業務規程の認可 | 基準は、第41条の24において準用する第41条の5第2項及び機関則第64条に規定されている。 | 30日間 |
| 第41条の24において準用する第41条の5第1項後段 | 登録埋設確認機関の業務規程の変更の認可 | 同上 | 30日間 |
| 第41条の25 | 登録濃度確認機関の登録 | 基準は、第41条の26において準用する第41条に規定されている。 | 90日間 |
| 第41条の26において準用する第41条の2 | 登録濃度確認機関の登録更新 | 同上 | 30日間 |
| 第41条の26において準用する第41条の5第1項前段 | 登録濃度確認機関の業務規程の認可 | 基準は、第41条の26において準用する第41条の5第2項及び機関則第78条に規定されている。 | 30日間 |

| | | | |
|----------------------------|---------------------|---|------|
| 第41条の26において準用する第41条の5第1項後段 | 登録濃度確認機関の業務規程の変更の認可 | 同上 | 30日間 |
| 第41条の27 | 登録試験機関の登録 | 基準は、第41条の28、第41条の29及び機関則第88条に規定されている。 | 90日間 |
| 第41条の30において準用する第41条の2 | 登録試験機関の登録更新 | 同上 | 30日間 |
| 第41条の30において準用する第41条の5第1項前段 | 登録試験機関の業務規程の認可 | 基準は、第41条の29、第41条の30において準用する第41条の5第2項、機関則第88条及び第78条に規定されている。 | 30日間 |
| 第41条の30において準用する第41条の5第1項後段 | 登録試験機関の業務規程の変更の認可 | 同上 | 30日間 |
| 第41条の31 | 登録資格講習機関の登録 | 基準は、第41条の32に規定されている。 | 90日間 |
| 第41条の34において準用する第41条の2 | 登録資格講習機関の登録更新 | 同上 | 30日間 |
| 第41条の34において準用する第41条の5第1項前段 | 登録資格講習機関の業務規程の認可 | 基準は、第41条の34において準用する第41条の5第2項及び機関則第104条に規定されている。 | 30日間 |
| 第41条の34において準用する第41条の5第1項後段 | 登録資格講習機関の業務規程の変更の認可 | 同上 | 30日間 |
| 第41条の35 | 登録定期講習機関の登録 | 基準は、第41条の36に規定されている。 | 90日間 |
| 第41条の40において準用する第41 | 登録定期講習機関の登録更新 | 同上 | 30日間 |

| | | | |
|-----|--|--|--|
| 条の2 | | | |
|-----|--|--|--|

注：申請内容によって審査に要する期間が大きく変動すること等の理由により設定しない。